

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成26年6月26日(2014.6.26)

【公開番号】特開2013-4994(P2013-4994A)

【公開日】平成25年1月7日(2013.1.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-001

【出願番号】特願2011-130655(P2011-130655)

【国際特許分類】

H 04 W	28/22	(2009.01)
H 04 W	24/10	(2009.01)
H 04 W	72/10	(2009.01)
H 04 W	4/06	(2009.01)
H 04 L	29/08	(2006.01)
H 04 L	12/70	(2013.01)

【F I】

H 04 Q	7/00	2 8 4
H 04 Q	7/00	2 4 5
H 04 Q	7/00	5 5 7
H 04 Q	7/00	1 2 0
H 04 L	13/00	3 0 7 C
H 04 L	12/56	2 6 0 Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年5月9日(2014.5.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

また、本願の請求項10に記載の技術は、

データをマルチキャスト送信する送信局と、マルチキャスト・グループを構成して前記マルチキャスト送信されたデータを受信する複数の受信局で構成され、

前記マルチキャスト・グループを構成する複数の受信局はそれぞれマルチキャスト送信の通信品質に関するフィードバック情報を定期的に返信し、

前記送信局は、前記マルチキャスト・グループを構成する複数の受信局からのフィードバック情報に基づいて、前記マルチキャスト・グループを構成する複数の受信局のうち少なくとも一部においてマルチキャスト送信の通信品質が第1の所定値未満となっても、その他の多数の受信局においてマルチキャスト送信の通信品質が第1の所定値を満たすマルチキャスト伝送レートに決定する、

通信システムである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0058

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0058】

ここで、M-K₁が所定値Q1未満になっているときは(ステップS206のYes)、優先端末だけでなく非優先端末へもマルチキャスト・データの通信品質の向上を考慮

して、マルチキャスト伝送レート制御部 105 は、現在設定しているマルチキャスト伝送レートが最低レートでないことを判定した上で（ステップ S207 の N○）、マルチキャスト伝送レートを 1 段階だけ低く設定する（ステップ S208）。また、現在設定しているマルチキャスト伝送レートが最低レートのときには（ステップ S207 の Y e s）、マルチキャスト伝送レート制御部 105 は、ステップ S202 に戻る。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0063

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0063】

ここで、 $M - K_2$ が所定値 Q2 未満になっているときは（ステップ S210 の N○）、ステップ S206 における判定結果と併せて考慮すると、現在設定しているマルチキャスト伝送レートはマルチキャスト・グループ内の所定の割合以上の無線端末局における通信品質に対して適切であると考えられる。そこで、マルチキャスト伝送レート制御部 105 は、そのままステップ S202 に戻る。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0067

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0067】

本実施形態に係る無線 LAN システムにおいて、通信品質の指標として、パケット到達率（= 1 - P L R）を用いることができるることは既に述べた。パケット到達率以外にも、無線端末局において受信するマルチキャスト・データの受信信号強度（Received Signal Strength Indication : RSSI）[dBm]などを利用することもできる。また、パケット到達率と受信信号強度など、2 以上の指標を組み合わせて通信品質の指標を作成するようにしてもよい。さらには、無線端末局毎に異なる種類の指標を通信品質に用いて、無線基地局 AP にフィードバックするようにしてもよい。